

IV. 環境への負荷

9. 廃棄物等

(1) 調査

(1)-1 調査項目

造成工事に伴い発生する副産物として、伐採木が考えられることから、発生木材量及び発生木材の活用及び処理状況を調査した。

(1)-2 調査の手法

廃棄物等に関する調査方法を表 6.9.1-1 に示す。

表 6.9.1-1 調査方法（廃棄物等）

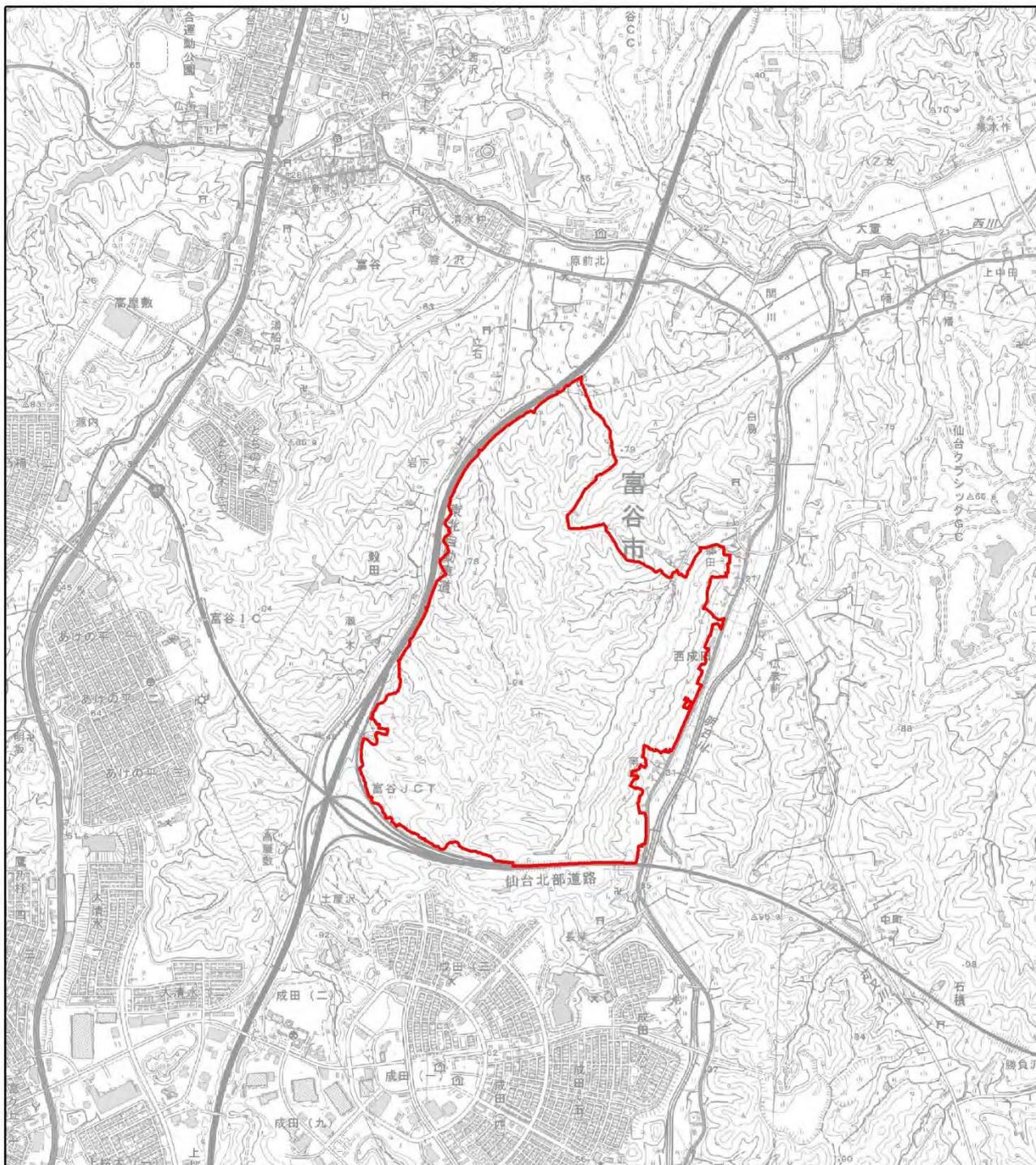
項目	調査方法
発生木材量	工事計画等により、事業実施に伴い発生する木材量を把握した。
発生木材の活用 及び処理状況	工事計画等により、発生木材のリサイクル量を把握した。

(1)-3 調査地域及び調査地点

調査地域及び調査地点は対象事業実施区域全域とした。調査地点を図 6.9.1-1 に示す。

(1)-4 調査期間

廃棄物等の調査の期間は特に定めなかった。



凡例



対象事業実施区域

調査地域



図 6.9.1-1 廃棄物等の調査地域

(1)-5 調査結果

[1] 発生木材量

伐採範囲を図 6.9.1-2 に示す。対象事業実施区域全域の面積 **202.1 ha** に対して伐採面積は **143.3 ha** である。

林野庁の「森林づくりによる二酸化炭素吸収量・簡易な「見える化」計算シート」（林野庁 HP：https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/sin_riyou/230301.html）を用いて、対象事業実施区域内の伐採される各群落（樹林のみ）の面積から材積量（発生木材量）を算出した。

樹種については、植生凡例のスギ人工林は「スギ」、コナラ群落、ヤナギ低木林、伐採跡地低木群落は「その他樹種」と設定した。樹林の齢級は、平成 21 年当時すでに成熟した樹林であったこと、国土地理院の空中写真より 1980 年代前半頃には薪炭利用等の人為影響が止まったと推定されることから、スギ人工林及びコナラ群落は 40 年と設定した。ヤナギ低木林は農地が放棄された後に成立したと推測されるため 20 年、伐採跡地低木群落は 15 年と設定し算出を行った。

対象事業実施区域における伐採により発生する木材量を表 6.9.1-2 に示す。対象事業実施区域の発生木材の量は **39,881 m³** と予測される。

表 6.9.1-2 対象事業実施区域における伐採により発生する木材量

樹種(群落名)	伐採される群落面積 (ha)	林齢 (年)	伐採により発生する木材量(m ³)
スギ(スギ人工林)	28.7	40	17,203
その他樹種(コナラ群落)	110.6	40	22,002
その他樹種(ヤナギ低木林)	2.4	20	427
その他樹種(伐採跡地低木群落)	1.6	15	249
合計			39,881

[2] 発生木材の活用及び処理状況

発生木材の活用及び処理状況を表 6.9.1-3 に示す。

造成工事に伴い発生する発生木材の量は **39,881 m³** で、発生量に対する活用率は 100 % とする計画である。**丸太などの建材等として利用できる針葉樹については、建材等として利用する割合は、通常 70~75% であるところ*、本事業では 80% を目標とする。その他は建材等として生産せず、破砕等によりチップ化してバイオマス燃料や製紙用原料、堆肥製造原料として利用する計画である。**

*事業者による関係業者への聞き取りによる。

表 6.9.1-3 発生木材の活用及び処理状況

発生木材量(m ³)	廃棄量(m ³)	活用量(再利用・再生利用量)(m ³)
39,881	0	39,881

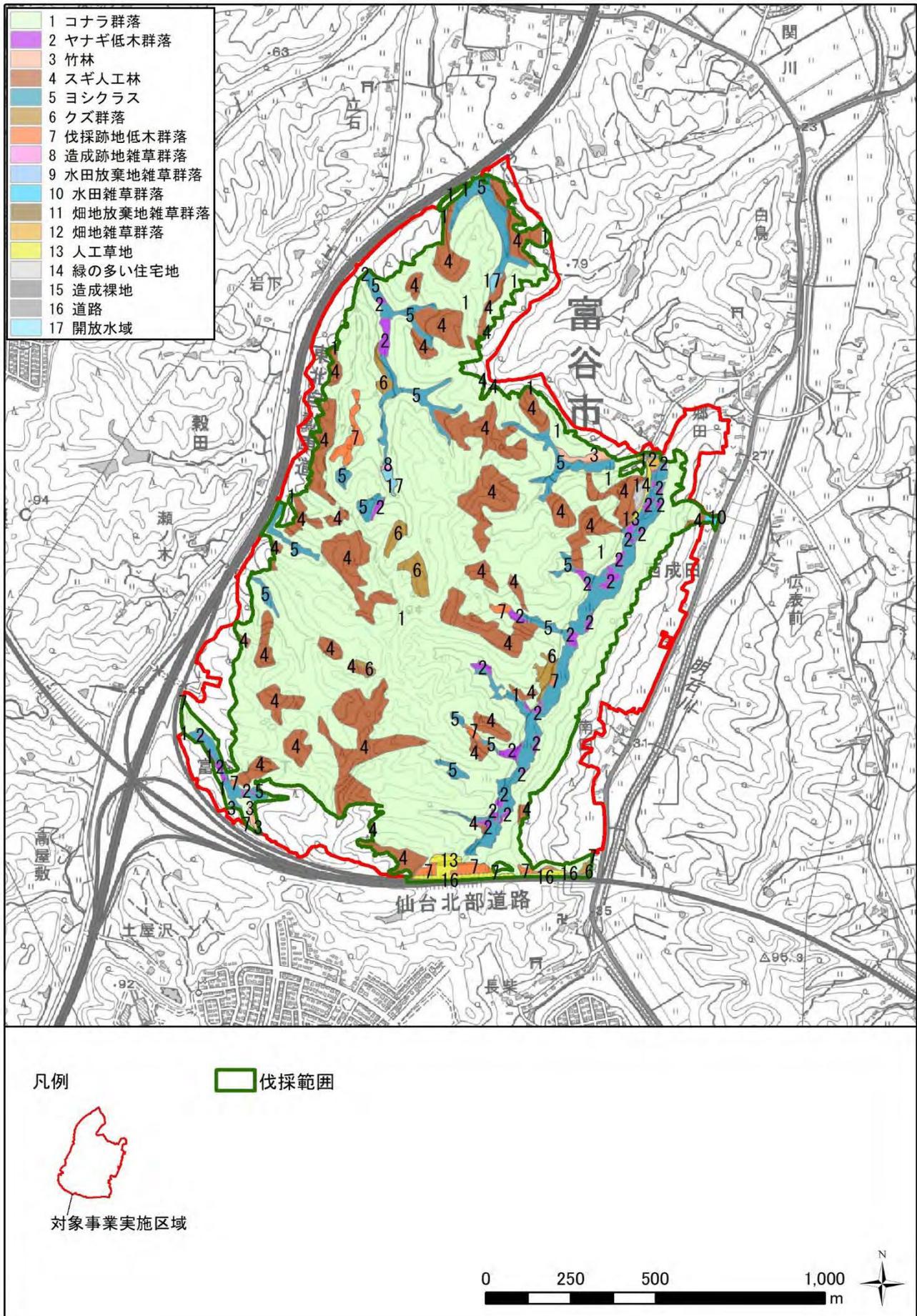


図 6.9.1-2 対象事業実施区域の伐採範囲及び植生

(2) 予測

(2)-1 予測項目

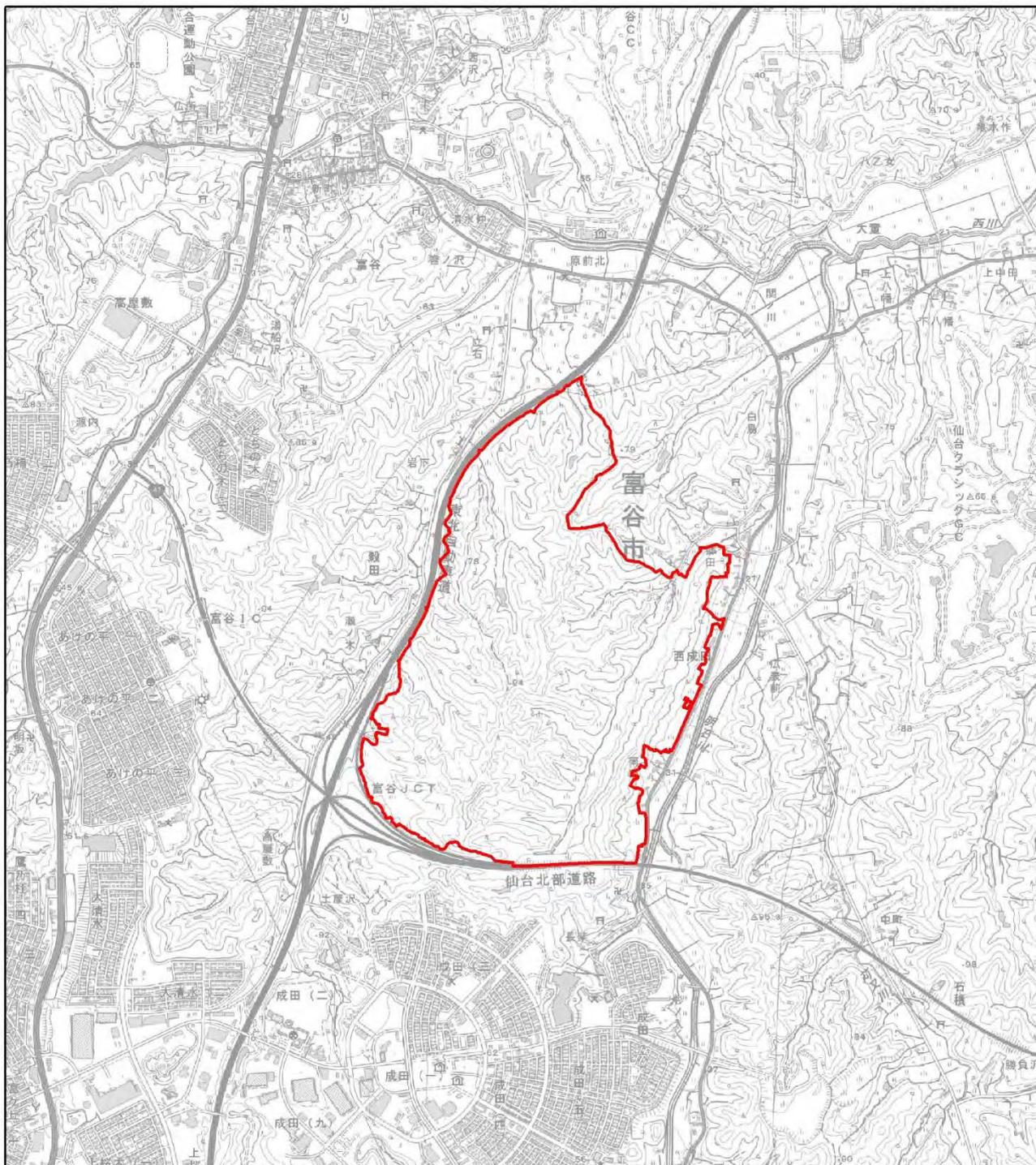
廃棄物の予測は、伐採木を対象に廃棄物の発生量及び処理方法について行った。

(2)-2 予測の手法

調査結果に基づき廃棄物の発生量を予測した。

(2)-3 予測地域及び予測地点

予測地域は対象事業実施区域全域とした。予測地域を図 6.9.2-1 に示す。



凡例



対象事業実施区域

□ 予測地域

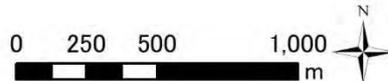


図 6.9.2-1 廃棄物等の予測地域

(2)-4 予測対象時期

予測の対象時期は工事中とした。

(2)-5 予測条件

工事計画等の内容に基づき予測を行った。

(2)-6 予測結果

本事業では、造成工事に伴い伐採される樹木をすべて再利用及び再資源化することとしており、発生する廃棄物はないと予測された。

建材等として利用できる針葉樹の建材等として利用する割合の目標は 80%である。その他は、破碎等によりチップ化してバイオマス燃料や製紙用原料、堆肥製造原料として利用される。

(3) 環境保全措置

(3)-1 環境影響評価以前の手続き以前の環境保全措置の検討経緯

現地の地形を考慮して、土工量の場内バランスを図るため、場外に搬出される土砂は原則として発生しない。また、造成工事に伴い伐採される樹木については、全量再資源化及び再利用を行うことで廃棄物は発生しない。

(3)-2 廃棄物等に係る環境保全措置の検討

工事に伴い伐採される樹木は発生するが、すべてを再利用及び再資源化することにより発生する廃棄物はないと予測されたため、追加の環境保全措置の検討は行わなかった。

(4) 評価

(4)-1 環境影響の回避・低減に係る評価

本事業は、丘陵地を造成する大規模な面整備事業であり、造成工事に伴い伐採木が生じる。工事により発生する伐採木はすべて再利用、再資源化することとしており、廃棄物に関する事業による影響を回避しているものと評価する。

(4)-2 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価

[1] 国が実施する環境の保全に関する施策

予測の結果、対象事業により発生する廃棄物等については、国が実施する環境の保全に関する施策と整合すると評価する。

- ・「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）

[2] 県が実施する環境の保全に関する施策

予測の結果、対象事業により発生する廃棄物等については、県が実施する環境の保全に関する施策と整合すると評価する。

- ・「宮城県循環型社会形成推進計画（第 3 期）」（宮城県、令和 3 年 3 月）

[3] 市町村が実施する環境の保全に関する施策

富谷市が独自に実施する環境の保全に関する施策がないことから、該当しない。

(空白ページ)